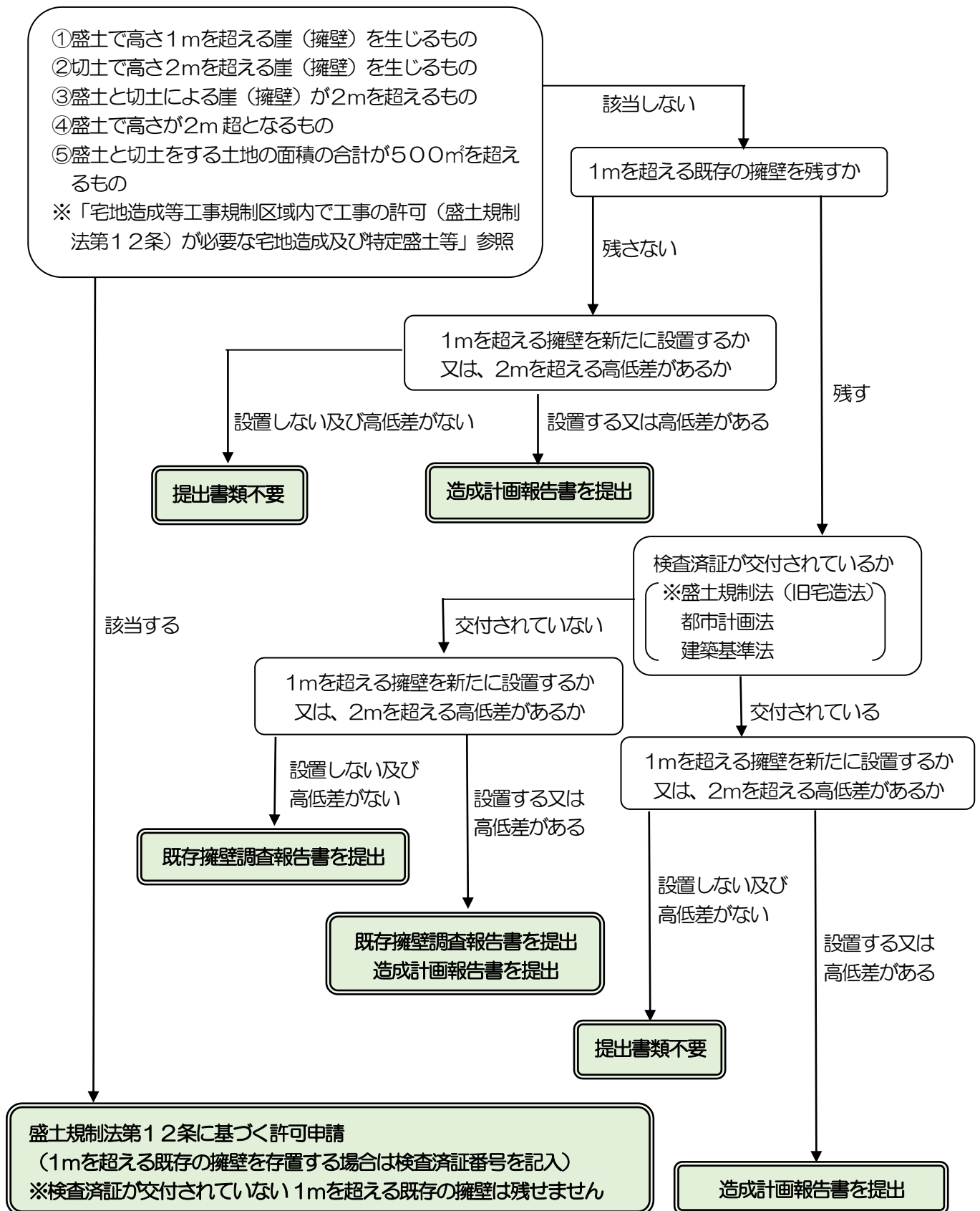


建築等を行う場合の宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法） 関係の手続きフロー



※盛土と切土をする土地の面積の合計が500㎡を超える場合は、豊中市土地利用の調整に関する条例第23条、都市計画法第29条の手続きが必要になります。

宅地造成等工事規制区域内で、

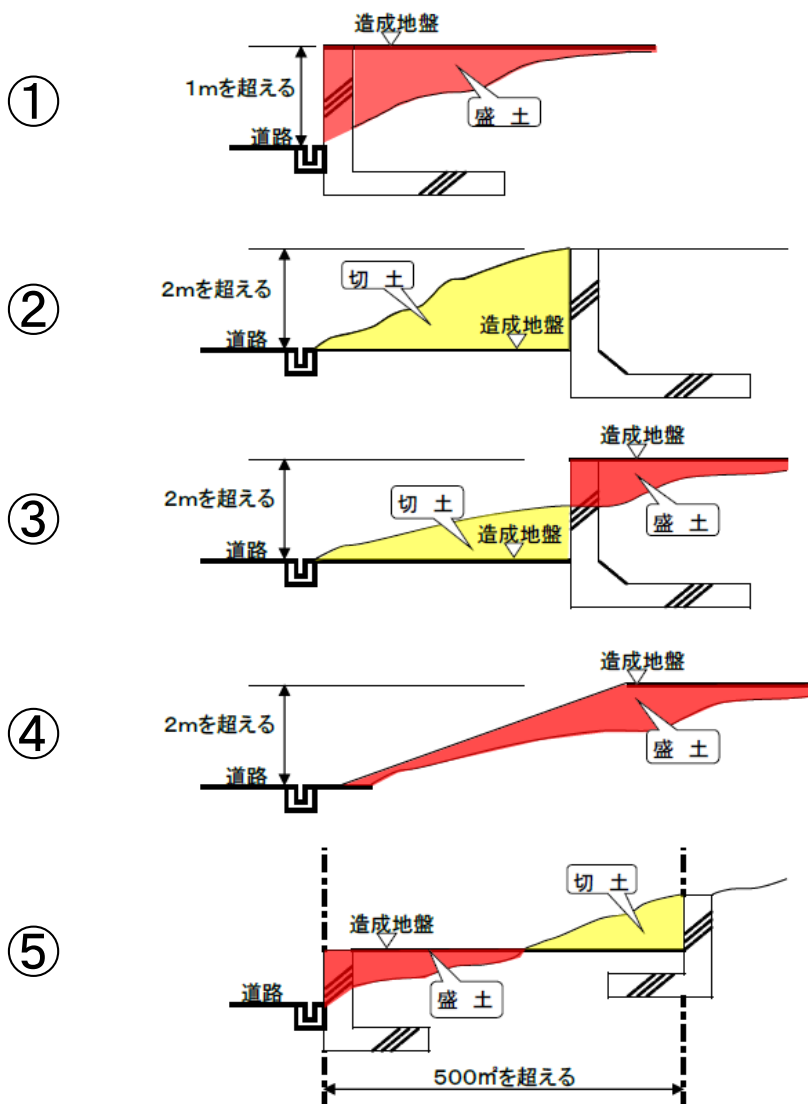
工事の許可(盛土規制法第12条)が必要な宅地造成及び特定盛土等

宅地以外の土地を宅地にするため又は、宅地又は農地等において行う盛土その他の形質の変更で、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 盛土で高さ1mを超える崖(擁壁)を生じるもの。
- ② 切土で高さ2mを超える崖(擁壁)を生じるもの。
- ③ 盛土と切土による崖(擁壁)が2mを超えるもの(①、②を除く)。
- ④ 盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)。
- ⑤ 盛土と切土をする土地の面積の合計が500㎡を超えるもの。

※¹ ここでいう「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える土地を表します。

※² 300×300 を超える側溝・水路・河川等沿いに設置する場合は、側溝等の底を地表面とみなす。(側溝等の幅、深さのどちらか一方でも300を超える場合)



・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請(盛土規制法第12条)に係る下見期間は10日、受付から許可に至るまでは4週間かかります。

なお、下見につきましては、書類審査用1部の提出をお願いいたします。

・詳細については開発審査課開発検査係までご相談ください。

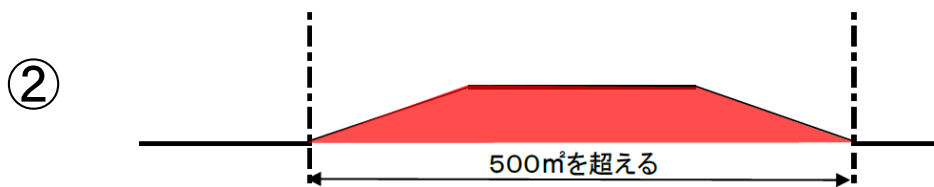
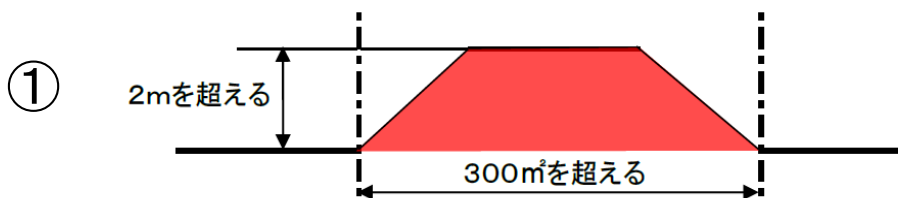
問合せ 豊中市役所 都市計画推進部 開発審査課 開発検査係

TEL 06-6858-2862

宅地造成等工事規制区域内で、
工事の許可(盛土規制法第12条)が必要な土石の堆積(一時堆積)

宅地又は農地等において行う土石の堆積で、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 最大時に堆積する高さが2mを超えるもの。
- ② 最大時に堆積する面積が500㎡を超えるもの。



・土石の堆積に関する工事の許可申請(盛土規制法第12条)に係る下見期間は10日、受付から許可に至るまでは2週間かかります。

なお、下見につきましては、書類審査用1部の提出をお願いいたします。

・詳細については開発審査課開発検査係までご相談ください。

問合せ 豊中市役所 都市計画推進部 開発審査課 開発検査係
TEL 06-6858-2862